

## 宮崎市外出介護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自立と社会参加の促進及び生活の質の向上等を図る外出介護事業（以下「サービス」という。）を実施するにあたり、宮崎市地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月26日伺定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

第2条 サービスの内容は、社会生活上の必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の介護とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上公費負担は適当でないと認められる外出は除くものとする。

2 外出は、原則として1日のうちに用務を終えるものに限るものとし、障がい者等に対しその特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 個別支援型 個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援

(2) グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及びイベントへの複数参加の場合の同時支援

(利用者)

第3条 サービスを受けることができる者（以下「利用者」という。）は、宮崎市内に住所を有する在宅の障がい者等（原則として、就学前の障がい児を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、外出に著しい困難を伴う者又は外出に何らかの支援を必要とする者として市長が別に定める者とする。

(1) 視覚障がいによる身体障がい者手帳1・2級を所持する者

(2) 肢体不自由により身体障がい者手帳1・2級を所持または難病等で、二肢以上に麻痺等がある者

(3) 知的障がいのある者

(4) 精神障がいのある者

(5) 市長が特に必要と認めた者

(サービスに要する費用の額)

第4条 サービスに要する費用の額は、別表及び次項に定める単位数に1単位10円の単価を乗じて得た額とする。

2 早朝（6：00～8：00）又は夜間（18：00～22：00）の時間帯の単位数は、別表に定める単位数に25%を乗じて得た数とし、深夜（22：00～6：00）の時間帯の単位数は、別表に定める単位数に50%を乗じて得た数とする。

3 宮崎市地域生活支援事業実施要綱第13条第3項に規定する市長が別に定める場合は、通所又は通学を目的とする恒常的若しくは定期的な利用の場合（保護者が疾病の場合等を除く。）であり、市長が特に必要と認める場合とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。